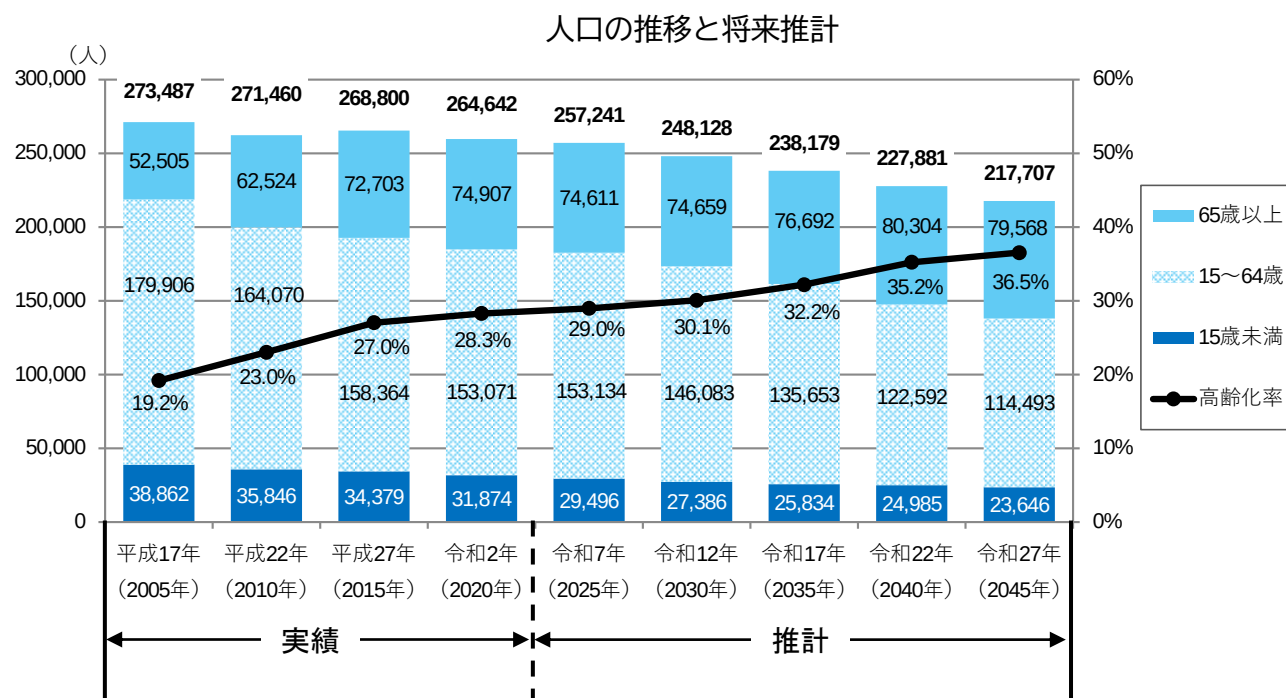


参考資料

1) 統計データ



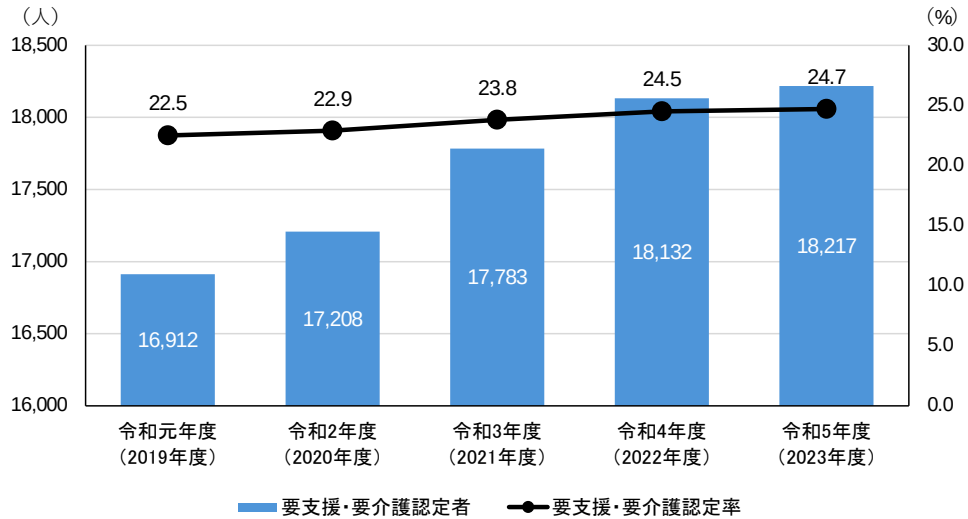
資料：平成12年(2000年)から令和2年(2020年)は総務省「国勢調査」、令和7年(2025年)以降は国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計)」
※人口総数には年齢不詳を含む

世帯の状況

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数	103,960	108,585	110,289	114,115
一世帯あたり人員	2.57	2.47	2.40	2.28
高齢者のいる世帯	36,286	42,076	48,550	49,855
高齢者単身世帯	9,598	12,024	15,179	17,067
高齢者夫婦世帯	11,886	13,532	15,123	13,263
6歳未満親族のいる一般世帯	11,397	9,926	9,635	9,104
18歳未満親族のいる一般世帯	26,804	25,420	25,109	23,213
ひとり親世帯	2,491	2,331	2,571	2,259
母子世帯	2,255	2,089	2,198	2,021
父子世帯	236	242	373	238

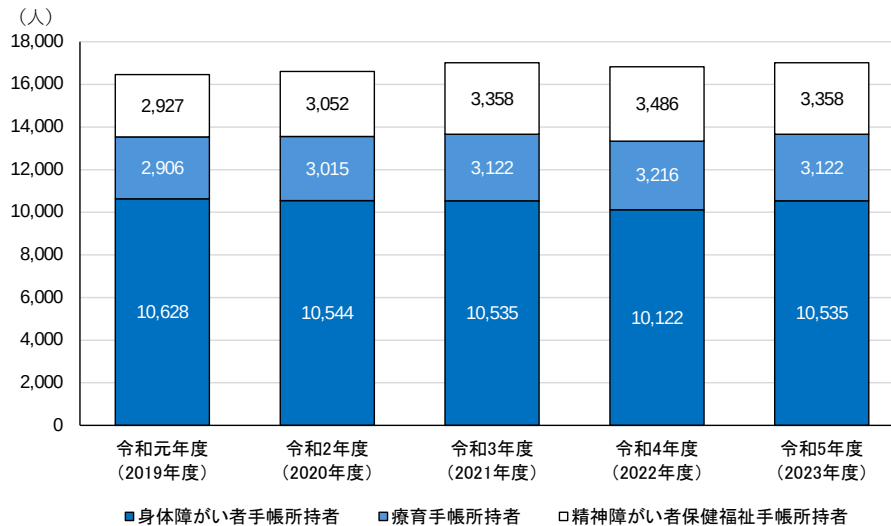
資料：総務省「国勢調査」

要支援・要介護認定者の推移



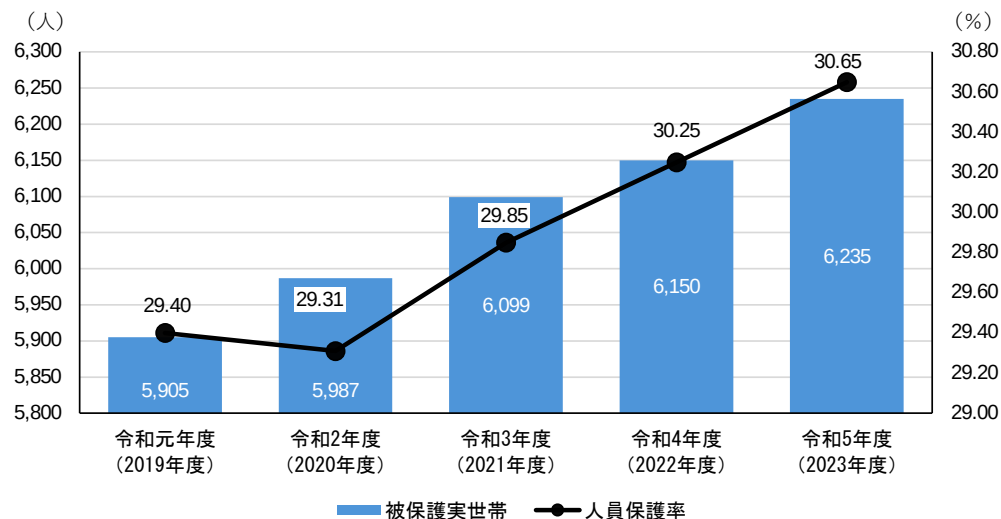
資料：厚生労働省「介護保険状況報告」（各年9月末現在）

障がい者手帳所持者の推移



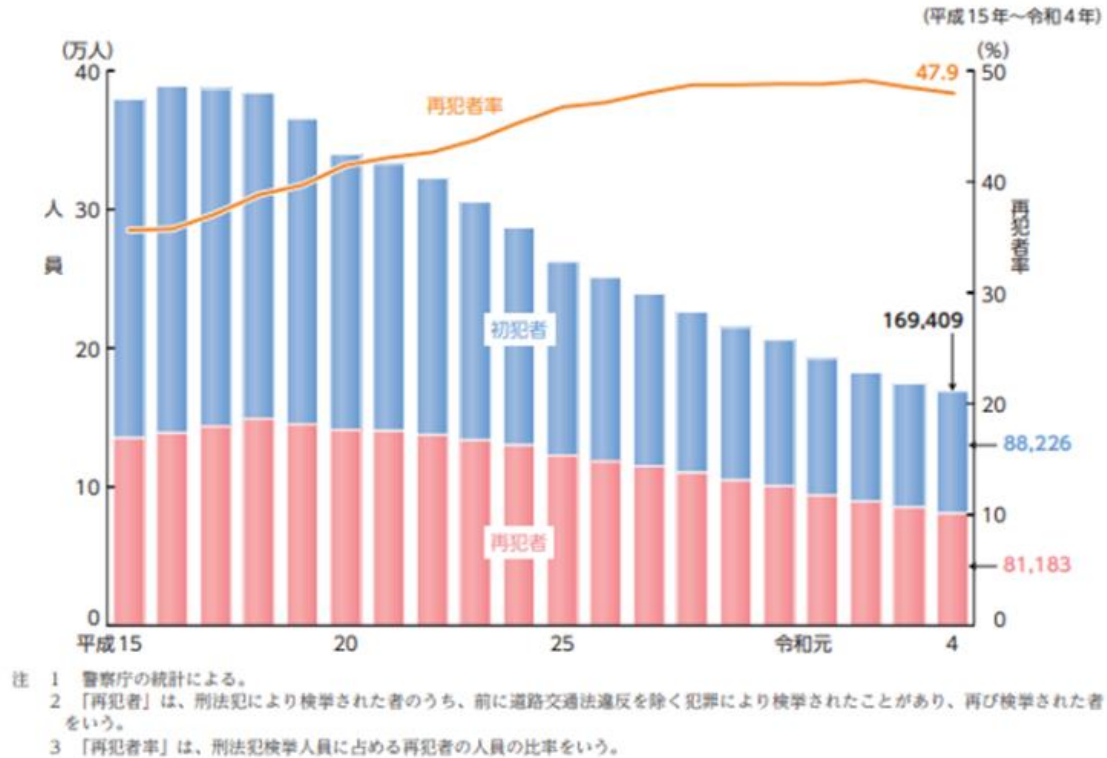
資料：障がい福祉課

生活保護の状況



資料：生活福祉課

全国の刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



資料：法務省「令和5年（2023年）版 犯罪白書」

全国の薬物犯罪 20歳以上の検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移



資料：法務省「令和5年（2023年）版 犯罪白書」

2) アンケートの結果

(1) 調査の概要

本調査は、「第4次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しにあたり、コロナ禍を経た市民ニーズや地域活動等の変化や地域や福祉に関する意識等を把握することを目的とし、下記の要領で実施しました。

	市民アンケート	福祉関係者アンケート	相談支援機関アンケート
調査対象	市内在住 18 歳以上の男女 3,000 人(無作為抽出)	各地区福祉委員会及び民生 委員・児童委員 531 人	八尾市内の相談支援機関等 57 か所
調査方法	郵送による配布、郵送・WEB による回収		郵送による配布、郵送・ WEB・メールによる回収
調査期間	令和6年(2024 年)7月 10 日～7月 31 日		令和6年(2024 年) 7月 17 日～7月 31 日
回収状況	有効回答数 1,131 件 (郵送 817 件、WEB 314 件) 有効回収率 37.7% ※前回(令和元年(2019 年) 12 月実施)45.4%	有効回答数 420 件 (郵送 329 件、WEB 91 件) 有効回収率 79.1% ※前回(令和元年12月実施) 84.0%	有効回答数 57 件 (郵送 21 件、WEB 27 件、 メール 9 件) 有効回収率 100.0% ※前回(令和2年(2020 年) 6 月実施)100.0%

(2) 調査結果のからの考察

「第4次八尾市地域福祉計画」の体系ごとにまとめた調査結果からの考察は、以下の通りです。

調査結果の詳細については、別冊「地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」をご参照ください。

基本目標 1 身近な地域でつながり支え合う基盤づくり

1-(1) 地域福祉への意識、関心の啓発・醸成

地域コミュニティの希薄化が問題となっているなか、アンケートでは近所づきあいが減っている状況もみられましたが、隣近所で困っている人がいたら手助けする、相談するなど、何らかの行動をとる人が7割、コロナ禍を経験し、地域との関わり・つながりに対する意識が重要だと思うようになった人が2割となっており、地域での支え合いの気持ちや地域活動への関心を、実際の地域活動への参加に結び付けていく必要があります。

福祉に関する情報を入手できていない人が多いなか、若い人を中心に、X(旧 Twitter)やフェイスブックなどの SNS を活用した情報発信を求める声は増えています。しかし、高年齢層は回覧板や市政だよりから情報を得ている人が多いことから、従来の紙面による情報発信を行うとともに、ICT を活用した情報発信を行うなど、さまざまな方法での情報発信が必要です。また、単に情報を発信するのではなく、各世代が興味と関心を持てるような発信内容についても検討が必要です。

障がいのある人に対する理解は、十分に深まっているといえない状況にあるなか、理解に向けた啓発や地域交流を通じた理解の促進、学校における福祉教育など、さまざまな場や機会を通じて、福祉や人権等に対する理解を深めていく必要があります。

1-（2）地域力向上に向けた支援

市民・福祉関係者ともに、地域活動が低下したと感じる人が増加しており、福祉関係者では、コロナ禍を経て地域活動が活発でなくなったと感じる人も多くみられました。一方で、SNS やデジタルツールを活用した新たな活動や、従来の活動内容の見直しなど、新たな展開があったとの声も聞かれ、新たな地域活動の実施について、支援方法を検討していく必要があります。

福祉関係者の多くが楽しく、やりがいや使命感を感じながら活動していますが、その一方で活動に負担を感じる人が半数を超えています。それでも、活動を続けたいと思う人は4割ほどみられ、福祉関係者が悩んでいた、困っていた、不安に感じていることを解消し、今後も長く活動を続けていけるための支援、環境づくりが必要です。

1-（3）見守り・早期発見のしくみづくり

少子高齢化や核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化に伴い、地域離れが危惧されるなか、その一方で見守りや交流を必要とする人も多くみられます。アンケートからは、そういった見守り・支援、交流づくりに地域でも取組んでいく必要があり、地域活動の活性化には住民同士の交流・つながり、福祉活動に関する情報、意識を醸成する福祉教育、活動に携わる人（人材）の充実が必要という市民の思いがみられます。

実際に、ひとり暮らし高齢者への訪問やサロン・喫茶等のふれあい活動が、各地域においてさまざまなかたちで展開され、まつりや地域探索など、世代を超えた活動が各地域の試行錯誤により、魅力ある活動へと発展しているところもあります。普段からの交流活動や魅力ある地域活動の展開から地域のつながりの強化へとつなげ、よりきめ細かな見守り体制を支えていく必要があります。

また、引きこもりなどのさまざまな理由を背景に、支援を必要とするにも関わらず必要な支援につながっていないケースもみられます。問題が複雑化・複合化しないためにも早期に発見し、必要な支援につないでいく必要があります。

相談支援機関からは、支援を必要とする人を地域の支援につなげるには、「地域のキーパーソンがいない又は把握できていないため、調整に時間がかかる」、「地域の福祉活動等を把握していない」などが課題として挙がっており、支援機関と地域がつながり、相互に連携しながら見守り、支えていけるしくみづくりが必要です。

基本目標 2 多様な主体の参加支援と連携・協働の推進

2-（1）幅広い市民の参加促進

とくに若い世代で地域活動への参加が少なく、理由としては「仕事や家事で忙しい」、「興味がない」という回答が多いものの、「参加するきっかけがない」も理由の一つとなっています。しかし、今後参加したいと考えている人は多く、まつりや運動会、町内会活動、若い世代では子ども会・子ども食堂など子どもに関する活動への意向も高くなっています。

参加するにあたっての条件は「自分にあった時間と内容であれば参加する」や「気軽に参加できる雰囲気であれば参加する」が多く、「友人・家族と一緒に参加する」といった声もあることから、都合がつくタイミングでの参加や、短時間でも参加できるなど、参加者のライフスタイルや状況に応じた地域活動の形態を考え、すそ野を広げる活動を広く展開していく必要があります。

曜日や時間帯といった活動のありかたの見直し、参加しやすい内容や雰囲気づくりとともに、SNSなどのツールも活用し、とくに若い世代に福祉に関する情報が行き届く方法、関心が高まる内容等を検討する必要があります。また、近所づきあいの程度が地域活動への参加に影響していることから、普段からのつながりや交流の充実を図ることも参加を促進する一因となると考えられます。

2-（2）地域福祉の担い手のすそ野拡大

民生委員・児童委員や地区福祉委員会など、地域の福祉の担い手不足が大きな問題となっています。高齢化の進展に伴い、今後さらに支援を必要とする人が増えることが予測される一方で、さらなる担い手不足が危惧されることから、担い手の確保・育成にさまざまな団体・機関と連携しながら取組むとともに、活動の負担軽減に向けた支援方法を検討しながら、地域活動の活性化を図る必要があります。市民の地域活動の促進に向け、アンケートでも参加率の高かった町内会活動やまつり、運動会など、興味の高いさまざまな地域活動を広く周知する必要があります。

また、支援を必要とする人を支えるための新たなサービス体制（例：有償ボランティア）については、現在の地域活動の状況や実施方法等について深く検討していく必要があります。

2-（3）多様な主体との連携強化

福祉関係者が活動しているなかで連携している人・機関・団体は、「民生委員・児童委員」、「地区福祉委員会」、「町内会・自治会」が半数を超えて多く、「市役所」、「校区まちづくり協議会」、「社協」、「高齢者あんしんセンター」も40%台と多くなっています。相談支援機関は「市役所」が最も多く、「社協」、「医療機関」など、24項目中13項目において半数を超えています。

「地域共生社会」の実現に必要な取組み8項目について、関係機関や団体などが協力・連携できているかについて、福祉関係者は、必要な支援の気づきや支援の調整、コミュニティづくりなど、現在目に見える取組みに対しては「できている」という回答が多くなっていますが、潜在化しているニーズの発見や新たなサービス開発といった部分が低くなっています。相談機関は「サービスや活動の開発」、「福祉コミュニティづくり」においてできていないとの回答が多くなっています。

市民が抱える不安や悩み、問題等は多様化・複雑化している状況にあり、一つの団体や機関による支援では十分に対応できないケースもみられます。各種団体・機関における連携体制をさらに強化するとともに、連携にあたっての調整・マッチング等のしくみの検討や、情報の共有や協働による問題解決方法など、連携を強化するしくみの検討を進める必要があります。

基本目標3 身近な地域で支援が届くしくみづくり

3-（1）地域の権利擁護の推進

権利擁護に関する事業・制度の市民の認知状況について、「内容まで知っている」は成年後見制度で2割、その他の事業・制度に関しては1割に満たない状況にあり、「知らない」も半数を超えています。また、成年後見制度に関する相談窓口の認知状況は、「どれも知らない」が4割となっており、若い世代で知らない人が多くなっています。このように、成年後見制度に関する事業や相談窓口の認知度は高いとはいえない状況にあり、権利擁護に関する事業や取組みの周知に引き続き取り組んでいく必要があります。

実際に、自分自身が十分に判断できなくなった場合、成年後見に関する制度を利用するかについてたずねたところ、年代に関わらず「わからない」の回答が多くなっています。「利用したい」は年齢が低くなるにつれて回答が増えるのに対し、「利用したくない」は年齢が高くなるにつれて回答が増えています。権利擁護に関する事業や窓口に対する認知状況から、制度の利用に対して抵抗を感じる人が多いことがうかがえることから、成年後見制度等のメリットを丁寧に周知していく必要があります。

相談支援機関からは、制度の利用手続きの負担や経済的な負担を軽減したり、制度を周知するための情報発信を行うなど、制度を利用しやすくすることで利用促進につなげる取組みが求められています。

3-（2）生活困窮者への支援

相談支援機関へのアンケートでは、「経済的に困窮し、支援が受けられない人」の対応をすることがあると回答した機関が70%を超えており、重層的なセーフティネットの構築が必要となっています。

また、経済状況が苦しい人は、日常生活において困りごとや不安を抱えている割合も高く、福祉に関する情報が得られていない状況もあることから、必要な支援制度があるにも関わらず行き届いていない可能性もあり、さまざまな制度や事業、取組みについて周知していく必要があります。

しかしながら、生活困窮に関する相談窓口の存在や支援の内容を把握している市民は1割に満たず、福祉関係者においても2割ほどとなっています。相談窓口や支援制度の周知に加え、生活困窮の問題に関しては、経済的困窮や就労に対する支援のニーズが高いことから、失業・無業の状態をなるべく防ぎ、そうなった場合にも早期に就職できるようにする就労支援を一層強化することが必要です。

生活困窮だけでなく、犯罪や非行をした人の立ち直りにおいても、経済的困窮や就労に対する支援が必要と考えられています。福祉関係者からは、地域住民の理解も求められていますが、市民との間には意識のギャップがみられます。

3-（3）災害時要配慮者への支援づくり

市民が日ごろの生活で抱える困りごとや不安で、「地震や台風などの自然災害」は最も高い回答となっています。また、福祉関係者が地域の課題・問題と考えることでも、「火災予防や災害時の避難

などの取組み」は最も多く、災害時の対策は関心の高いテーマとなっています。

地域で災害に備えることとしては、市民・福祉関係者ともに「地域で顔の見える関係づくり」、「手助けを必要とする人・世帯の把握」、「避難場所の取り決め」を重要と考える人が多くなっています。顔の見える関係づくりが重要と考える人が多くなっていますが、実際の近所づきあいについては以前に比べて希薄になっている状況です。

災害のみならず、さまざまな面で日常的な地域とのつながりを生みだす関係づくりを行っていく必要があります。また、要配慮者の把握を進め、その支援について地域と連携して進めていく必要があります。

3-（4）支援機関協働による地域生活課題を解決するしくみづくり

地域福祉の充実に向け、「困ったときに何でも相談できる窓口機能」を重要と考える人は、市民、福祉関係者、相談支援機関のいずれも多くなっています。相談窓口や福祉に関する情報が行き届く方法を検討するとともに、さまざまな相談を受け止めることのできる相談支援体制が重要です。

一方、相談支援機関では、複合課題を抱えるケースが増加している状況にあり、対応が困難なケースも増えています。困難ケースに対応するためには、連携先の情報や、機関ごとの役割分担、支援内容の共有など、連携して支援を行うための体制づくりが必要です。

包括的な相談支援体制充実のためには、「相談した窓口から、適切な相談機関につなげられる仕組み（連携体制）を充実（強化）する」、「相談窓口の情報を市民に分かりやすく周知する」ことや、「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」、「相談に行けない人（行かない人）を発見し、窓口につなぐ取組みを充実する」、「課題を解決するため、サービスや社会資源を開発する取組みを充実する」ことなどが求められています。

福祉関係者や相談支援機関の活動を支えるための相談体制・支援体制を強化していくとともに、市民からも相談窓口の充実を求める声が大きいため、行政のみならずさまざまな支援機関も含め、包括的な相談体制、断らない相談支援体制を充実していく必要があります。

3) 第4次八尾市地域福祉計画の評価

第4次八尾市地域福祉計画のこれまでの取り組み状況は以下の通りです。

基本目標1 身近な地域でつながり支え合う基盤づくり

総括	これまでの取り組み	①八尾市地域福祉推進基金活用事業において、実績報告会の様子を動画公開するなど新規申請団体を増やすための工夫を行い、「おせっかい」活動がより地域で活発に展開できる取り組みを進めた。また、デジタルサポーター養成講座の受講者が地域福祉推進基金事業助成金を活用し、地域でスマートフォンの利用方法等に関する相談会を開催するなど、社協コミュニティワーカー（CoW）や出張所と連携しながら地域福祉活動を活性化することができた。 ②小地域ネットワーク活動推進事業において、個別支援の対象者を地域で見守っていくためのしくみなど、活動をよりよくしていくための見直しを図ること等を目的に、社協において、市内全32の地区福祉委員会に対して、これまでの取り組みの成果や課題、地域ニーズなどの聞き取りを行った。 ③重層的支援体制の整備を進める中で、各課で把握している地域資源を共有して、世代や属性を越えて交流できる場や居場所等の発掘及び開発について議論を行った。 また、市民や事業所に対し、地域福祉の意識・関心をもってもらうためにみせるばやおや民間企業等と連携し、地域のイベントに出展し啓発活動を行った。 さらに、出張所等と連携し、地域の関係機関・団体や民間企業等に向けた出前講座を行い、地域との交流、意見交換の場を設けることでつながりを強化した。
	改定後の取り組み	①小規模団体等からも地域福祉推進基金事業助成金に新規申請いただけるよう、これまでの広報手法に加え、直接、地域で活動するキーパーソンに働きかけるなど、周知にも積極的に取り組み、地域福祉活動のきっかけをつくるとともに団体同士の相乗効果を図る。 また、基金活用後も継続して活動し続けられるよう好事例を紹介したり、社協や出張所と連携しながら、地域でつながり支え合うしくみを一緒に考えていく。 ②小地域ネットワーク活動推進事業において、地区福祉委員会へのヒアリング結果を踏まえ、グループ支援の在り方の再検討を行っていく。特に、社協コミュニティワーカー（CoW）がコーディネートし、個別援助活動において課題が明らかとなった方をグループ援助活動へつなげ継続的に地域で見守っていくしくみを強化する。 ③重層的支援体制の中で、地域資源を効果的に活用するためのネットワークの構築や、高齢・障がい・こども・生活困窮等の各分野において実施されている既存の地域資源及び地域住民が主体となって活動されている行事や事業所が独自で行っている活動に対しても、積極的に情報収集し、可能な限り把握して連携しつつ、社協コミュニティワーカー（CoW）や社会福祉法人、出張所等と連携し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所等の開発等、地域づくりをさらに進める。

基本目標2 多様な主体の参加支援と連携・協働の推進

総括	これまでの取組み	①「おせっかい人材」の発掘や担い手を育成するため、社協や出張所、関係機関等と連携しながらデジタルサポーター養成講座の受講者募集や、すでに活動を始めているデジタルサポーターの活動内容の周知と活動の場の提供を行った。また、大学との連携により、学生ボランティアの地域活動への参加及び次世代の福祉の担い手を育成した。 ②社協が事務局である社会福祉施設連絡会等での協議、及びコミュニティソーシャルワーカー等とともに、地域で既に居場所づくりをしている企業や団体等、多様な主体と情報共有を行い連携してきた。実際の個別の支援ケースでは、コミュニティソーシャルワーカーと連携を図り、相談支援の強化と地域づくりを充実させ、しくみの構築を進めた。また、相談支援を通して、地域で公益事業を行っている社会福祉法人等と連携し、地域の居場所等の見守り機関につなげることができた。 ③高齢者や障がい者、生活困窮者、子育て世帯、外国人など、住宅確保要配慮者の属性が広がりをみせ顕在化する中で、住まいの困りごとに対して居住支援法人と社協、市とが連携できる関係づくりを行った。
	改定後の取組み	①「おせっかい人材」の発掘・育成につながるよう SNS を活用して福祉人材の仲間が増える取組みを行い、空いた時間に気軽に参加できるしくみを整える。また、社協コミュニティワーカー（CoW）や関係機関等と連携しながら、地域で何かやってみたいと思う人を福祉ボランティア活動へとつなげていく。 ②社会福祉施設連絡会を協働の基盤（プラットフォーム）として継続的に連携し、社会福祉法人などの多様な主体とのさらなるネットワークの強化を図ることにより、相談支援の強化と地域づくりの充実をさらに進めていく。 ③地域ニーズにあった安心できる環境づくりのため、居住支援法人と社協、市の建築部局と連携を強化し、事業者や関係機関とともに地域福祉の推進をしていけるよう、居住支援協議会の設立も含め取組みを推進する。

基本目標3 身近な地域で支援が届くしくみづくり

総括	これまでの取り組み	①中核機関（社協権利擁護センター）の設置以降、成年後見制度をはじめ、権利擁護に関する相談実績は着実に積みあがっているが、増加する認知症高齢者等への権利擁護支援策として、成年後見制度や日常生活自立支援事業といった既存の制度の実施に加え、新たな支援策として市民後見人やそのOB等のさらなる活躍の場の創出も目的のひとつとした持続可能な権利擁護支援モデル事業「八尾市見守り推進事業」を実施し、モデルケースを通じて身近な地域で支援が届くしくみづくりを行った。 ②8050 問題やひきこもりなど複合的な課題を抱える人や世帯への対策として、新たに生活支援相談センター等にコミュニティソーシャルワーカーを設置し、アウトリーチを行ったことで誰ひとり取り残さない支援体制を整えることができた。また、福祉生活相談支援員や民生委員・児童委員等と連携することで、地域での見守りや参加支援をするなど伴走型支援へとつなぐことができた。 さらに、コミュニティソーシャルワーカーと社協コミュニティワーカー（CoW）の連携を強化することで、地域での見守り活動や居場所へつなぐなどネットワークづくり体制を構築することができた。 ③災害時要配慮者支援事業では、これまでに構築してきた土砂災害警戒区域に居住されている避難行動要支援者が社会福祉施設へ直接避難するしくみの定着を図ってきた。令和5年度（2023 年度）に大雨による土砂災害発生の危険性が高まった際には、福祉事業者との連携により、避難行動要支援者の直接避難支援を実施した。 ④重層的支援体制を整備する中で、相談支援体制のさらなる強化に向け、新たな組織のあり方に関する検討を行うため、プロジェクトチーム会議を設置し、協議を進めてきた。 ⑤支援が必要な社会的に孤立している人の早期発見・早期対応につながる体制の整備のために、市民向け研修会や、社協と連携しながら出張所の管内施設連絡会等のプラットフォームを活用し、市民へ啓発活動を行った。また、課題が解決し、地域社会に再びつなぐ際の、地域の受け皿や活躍できる居場所等の開発につながるよう、地域の関係機関や団体、民間企業等に啓発・周知した。
	改定後の取り組み	①権利擁護支援においては、増え続ける権利擁護に関する相談に適切に対応していくため、相談職員のスキルの向上を図っていく。さらに、支援機関等を実施した「意思決定支援」に関する事例を用いた実践的な研修を引き続き実施することで、権利擁護に関する意識の醸成を図っていく。また、令和4年度（2022 年度）より実施した「八尾市見守り推進事業」の効果検証や課題分析等を行い、権利擁護支援における課題解消を図っていく。 ②課題を抱える人や世帯に対して過去の状況から現状を聞きとり、その中から課題整理を行いながら相談者と一緒にプランを作成し、自立へと導くことができるよう相談員の対応力、生活支援相談センターの組織力向上をめざす。また、生活課題に対し、地域資源や地域の居場所につながるよう社協コミュニティワーカー（CoW）や関係機関等との連携を強化させ、地域における共助の取り組みを活性化させる。

	③災害時要配慮者支援事業については、避難行動要支援者の社会福祉施設への直接避難を実際に支援したことで得ることができた課題や懸念事項について、福祉事業者と意見交換を行い、さらなるしくみの改善に取り組んでいく。また、地区防災計画の策定にあわせ、災害時に誰も取り残されることなく、安全に避難できることをめざし、同意者リストや個別避難計画を活用した避難時の声掛けや災害に備えた準備が進むよう取り組んでいく。 ④相談支援体制のさらなる強化に向け、多機関協働で進めるチーム支援の中に専門的な視点のある関係機関も含めた協力体制をさらに進めるため、プロジェクトチーム会議を令和6年度（2024年度）以降も継続的に行い、分野ごとにある専門的な関係機関に横串しを刺すための仕掛けを検討し、庁内外の関係機関のネットワークを強化していく。
--	---